

(指定管理者による管理)

第10条 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 泉鏡花に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他記念館の管理上教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、泉鏡花に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて記念館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、記念館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第14条 指定管理者は、記念館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢湯涌夢二館条例の一部改正)

第9条 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 夢二館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第4条の2 夢二館の休館日は、展示資料の整理のために必要とする日その他教育委員会が管理上必要があると認める日とする。

第10条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第10条 夢二館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 竹久夢二に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 夢二館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他夢二館の管理上教育委員会が必要であると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者は、竹久夢二に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて夢二館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会を選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、夢二館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第14条 指定管理者は、夢二館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、夢二館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役

員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、夢二館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市おしがはら工房条例の一部改正)

第10条 金沢市おしがはら工房条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 おしがはら工房の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) おしがはら工房の使用の承認に関すること。
- (2) おしがはら工房の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他おしがはら工房の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者は、伝統工芸等に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じておしがはら工房の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、おしがはら工房の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、おしがはら工房の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、おしがはら工房の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、おしがはら工場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢蓄音器館条例の一部改正)

第11条 金沢蓄音器館条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「音楽資料」の次に「(以下「蓄音器資料等」という。)」を加える。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 蓄音器館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 蓄音器館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 蓄音器館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 蓄音器資料等の収集(購入その他の取得によるものを除く。)、保存及び展示に関すること。

(2) 蓄音器館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他蓄音器館の管理上教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、蓄音器資料等の収集、保存及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて蓄音器館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、蓄音器館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定

管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、蓄音器館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、蓄音器館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、蓄音器館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(前田土佐守家資料館条例の一部改正)

第12条 前田土佐守家資料館条例(平成13年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「書画等」の次に「(以下「前田土佐守家関連資料等」という。)」を加える。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 資料館の休館日は、展示資料の整理のために必要とする日その他教育委員会が管理上必要があると認める日とする。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 資料館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前田土佐守家関連資料等の収集(購入その他の取得によるものを除く。)、保存及び展示に関すること。
- (2) 資料館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他資料館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、前田土佐守家関連資料等の収集、保存及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて資料館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、資料館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、資料館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、資料館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、資料館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(室生犀星記念館条例の一部改正)

第13条 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 記念館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規

定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 室生犀星に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他記念館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者は、室生犀星に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて記念館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会を選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、記念館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（個人情報への取扱い）

第14条 指定管理者は、記念館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（守秘義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（金沢湯涌創作の森条例の一部改正）

第14条 金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（宿泊棟を除く。）」を削り、「、午前9時から午後9時まで」を「午前9時から午後9時まで、宿泊棟にあっては午後1時から翌日の午前10時まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項本文」を「前項本文」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条を次のように改める。

(休所日)

第6条 創作の森の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第16条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第16条 創作の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第17条を第22条とし、第16条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 工房等の使用の承認に関すること。
- (3) 創作の森の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他創作の森の管理上市長が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者は、染織、版画等に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて創作の森の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、創作の森の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第19条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、創作の森の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、創作の森の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の

役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、創作の森の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢職人大学校設置条例の一部改正)

第15条 金沢職人大学校設置条例(平成8年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開業時間)

第5条 大学校の開業時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休業日)

第5条の2 大学校の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 大学校の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 大学校の使用の承認に関すること。
- (3) 大学校の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他大学校の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、大工、左官その他の金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存が求められる職種の組合と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて大学校の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、大学校の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第14条 指定管理者は、大学校の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、大学校の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、大学校の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市異業種研修会館条例の一部改正)

第16条 金沢市異業種研修会館条例(平成11年条例第4号)の一部を次のように改正する。第4条を次のように改める。

(休館日)

第4条 異業種研修会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

第8条第1項中「第12条の規定により異業種研修会館の管理を受託した者(以下「管理受託者」という)」を「第14条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ)」に改め、同条第2項及び第3項ただし書中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第9条及び第10条ただし書中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第12条 異業種研修会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 異業種研修会館の利用の承認に関すること。
- (2) 中小企業者等の研修及び異なる業種間の技術交流の機会の提供に関すること。
- (3) 異業種研修会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他異業種研修会館の管理上市長が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合で、中小企業の振興に関する活動と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて異業種研修会館の設置の目的を達成することができるも

のでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認める者を選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考した者のうち、指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、異業種研修会館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるかと認める者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、異業種研修会館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、異業種研修会館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、異業種研修会館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表中「3,000円」を「3,150円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「2,800円」を「2,940円」に、「3,700円」を「3,885円」に、「9,300円」を「9,765円」に、「1,900円」を「1,995円」に、「2,500円」を「2,625円」に、「6,300円」を「6,615円」に、「1,700円」を「1,785円」に、「2,200円」を「2,310円」に、「5,600円」を「5,880円」に、「1,100円」を「1,155円」に、「1,400円」を「1,470円」に、「3,600円」を「3,780円」に、「4,800円」を「5,040円」に、「6,400円」を「6,720円」に、「16,000円」を「16,800円」に改め、同表の摘要を次のように改める。

摘要

- 1 この表のその1の各項及びその2の規定による額の合算額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利用料金とする。
- 2 前項の利用料金の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

(食肉流通センター条例の一部改正)

第17条 食肉流通センター条例(昭和53年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的及び設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(名称及び位置)」を付する。

第3条を次のように改める。

(使用時間等)

第3条 石川県金沢食肉流通センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 冷蔵及び冷凍保管施設から枝肉の搬出をすることができる時間及び獣畜の搬入の受付を行う時間は、前項の規定にかかわらず、規則で定める。

第3条の次に次の1条を加える。

(休業日等)

第3条の2 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 1月4日から11月30日までの間の土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 冷蔵及び冷凍保管施設から枝肉の搬出をすることができない日及び獣畜の搬入の受付を行わない日は、前項の規定にかかわらず、規則で定める。

第4条に見出しとして「(使用の承認)」を付する。

第5条に見出しとして「(使用料)」を付する。

第6条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第6条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第7条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 獣畜のとさつ及び解体に関すること。

(2) 食肉(副産物を含む。以下同じ。)の冷蔵保管に関すること。

(3) センターの衛生管理に関すること。

(4) センターの使用の承認に関すること。

(5) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(6) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第8条 指定管理者は、食用に供する獣畜の生産及び食肉の流通を業とする者と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じてセンターの設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当する

と認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、センターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるかと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第10条 指定管理者は、センターの管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、センターの管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市松ヶ枝福祉館条例の一部改正)

第18条 金沢市松ヶ枝福祉館条例(平成8年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間)

第5条 福祉館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第5条の2 福祉館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 福祉館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に定める事業の実施に関すること。

- (2) 福祉館の使用の承認に関すること。
- (3) 福祉館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他福祉館の管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、社会福祉法人で、高齢者、障害者及び児童の自主的又は創造的な活動並びに市民の福祉保健活動及びボランティア活動と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて福祉館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認める者を選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考した者のうち、指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、福祉館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができると認める者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、福祉館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、福祉館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、福祉館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢福祉用具情報プラザ条例の一部改正)

第19条 金沢福祉用具情報プラザ条例（平成14年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間)

第5条 福祉用具情報プラザの開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第5条の2 福祉用具情報プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第10条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第10条 福祉用具情報プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に定める事業の実施に関すること。

(2) 会議室等の使用の承認に関すること。

(3) 福祉用具情報プラザの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他福祉用具情報プラザの管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者は、社会福祉法人で、高齢者及び障害のある人の心身の機能に適した福祉用具の選定及び住宅改修の支援並びに福祉に関する情報の提供に精通するとともに、前条に定める業務の実施を通じて福祉用具情報プラザの設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認める者を選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考した者のうち、指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、福祉用具情報プラザの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができる者と認める者を指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第14条 指定管理者は、福祉用具情報プラザの管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、福祉用具情報プラザの管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（守秘義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、福祉用具情報プラザの管理の業務に関して知り